

東海市地域防災計画（原子力災害対策計画）修正  
新旧対照表

（令和 7 年度（2025 年度）修正）

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（令和6年度（2024年度）修正）	修正（令和7年度（2025年度）修正）	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	
	<b>第4節 災害の想定</b>	<b>第4節 災害の想定</b>	
3	(2) 原子力災害 表中 美浜発電所3号機状況 <u>運転中（82.6万kW）</u> 大飯発電所3号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所3号機状況 <u>運転中（87.0万kW）</u> 高浜発電所4号機状況 <u>定期検査中</u>	(2) 原子力災害 表中 美浜発電所3号機 状況 <u>定期点検中</u> 大飯発電所3号機 状況 <u>運転中（118.0万kW）</u> 高浜発電所3号機 状況 <u>定期点検中</u> 高浜発電所4号機 状況 <u>運転中（87.0万kW）</u>	(県) 稼働状況の反映
	<b>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</b>	<b>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</b>	
18	<b>全面緊急事態を判断する EAL</b> (略) 表中 <u>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> (略)	<b>全面緊急事態を判断する EAL</b> (略) 表中 <u>⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる。</u> (略)	(県) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
48	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>ウイルスの</u> 感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ <u>(削除)</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>(削除)</u> 感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	(県) 防災基本計画の修正に伴う修正